

与信審査における性能規定の導入

平成31年4月

商務・サービスグループ

商取引監督課

与信審査手法のあり方に関するこれまでの議論と今回の議論のポイント

与信審査手法のあり方

これまでの議論

- 膨大な個々の取引データ等、かつては考えられなかったデータも含め**多様なデータが活用**できるようになり、**行動分析**も含め、**AI等の先端技術**を活用した与信手法や過去データ・ノウハウに基づく**高度なスコアリングモデル**により、支払可能な能力が判断できるようになっている。
- 新しい技術により情報を収集し、より精度の高い与信審査をしているのであれば、**支払可能見込額調査**という画一的な審査方法だけでなく、**一定の水準を確保しているものについては与信審査手法として認めてよい**のではないかと。

従来の支払可能見込額調査のみならず、FinTech企業による購入履歴等のビッグデータ・AI解析を活用した与信審査手法や、クレジットカード会社による過去の膨大なデータ・蓄積されたノウハウを活用した与信審査手法など、**性能規定**の考え方に基づき**技術やデータを活用した与信審査の方法を許容することについては一定の共通認識**が見られた。

検討課題 1

(指定信用情報機関の信用情報の使用・登録)

- 技術やデータ**を用いることによって、**支払可能見込額調査によらず支払可能な能力を判断できる事業者**に対しては、**指定信用情報機関の信用情報を使用する義務を一律に課す必要はない**とする意見がある一方、**その場合であっても、指定信用情報機関の信用情報は使用すべきではないか**といった意見もあった。この点をどのように考えるか。
- また、少額・低リスクサービス、少額低リスクサービス以外のサービスそれぞれにおける**指定信用情報機関への信用情報の登録**についてどのように考えるか。

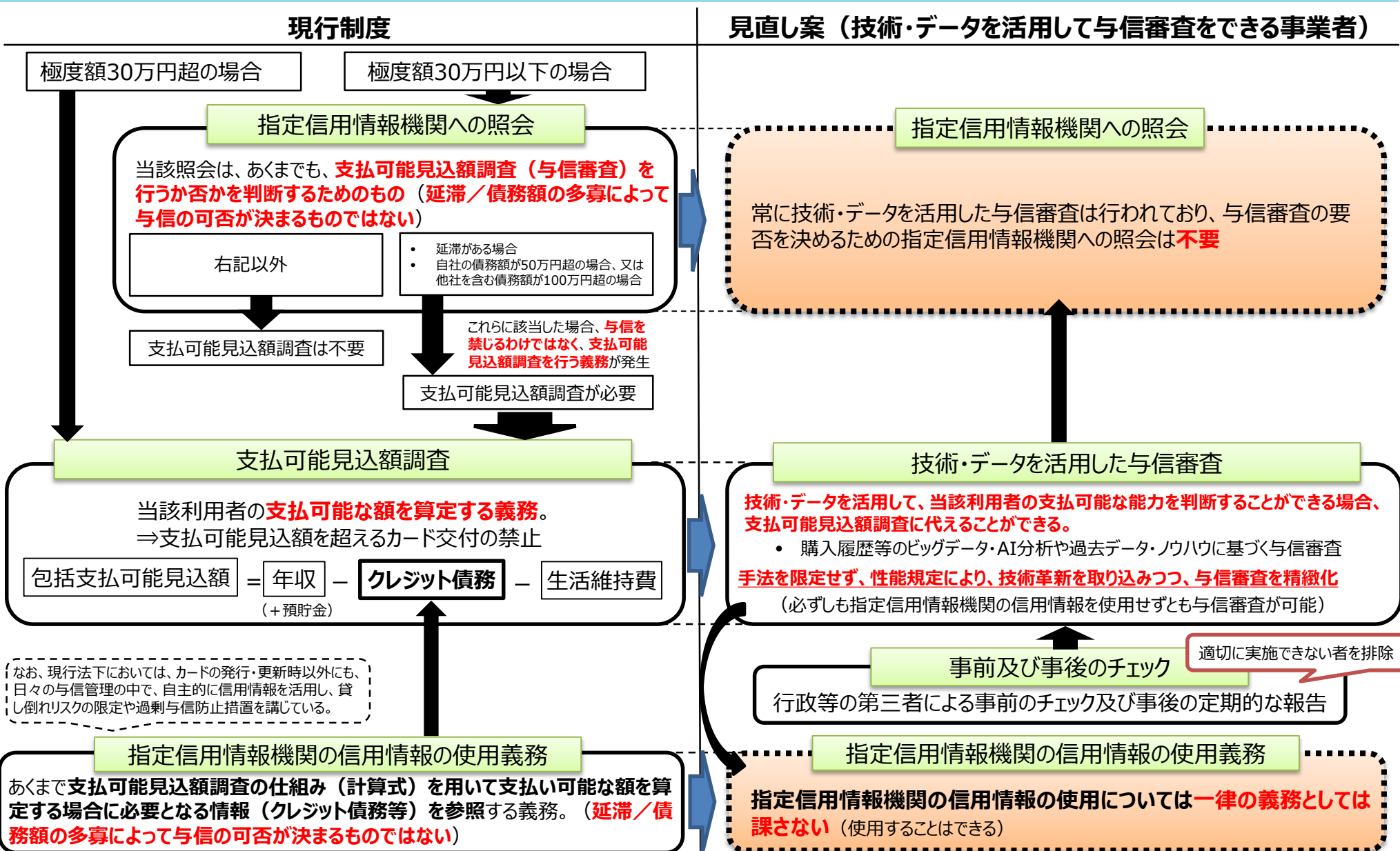
検討課題 2

(与信審査の適切性の確保)

- 前回議論では多くの委員から性能規定による場合であっても、**事業者が与信審査を適切に行っているかをチェックする必要がある**という意見があった。
- チェックの方法について、どのような方法が適切か。
 - 事前／事後のチェック
 - 事業者自身／行政等の第三者によるチェック
 - 妥当性の基準（延滞率等）

指定信用情報機関の信用情報の使用義務について

技術・データを活用した与信審査における指定信用情報機関の信用情報の使用義務について、以下のように考えることについてどうか。



※極度額30万円以下の場合には、通常、当該使用義務は上記照会と同一のものとして行われる。

指定信用情報機関への信用情報の登録について

現行制度においては、支払可能見込額調査において信用情報を使用するため、指定信用情報機関に加入することが必要であり、加入包括信用購入あつせん業者は基礎特定信用情報の情報提供（登録）が義務付けられている。

指定信用情報機関への信用情報の登録について、以下のよう考えることについてどうか。

登録義務についての整理

サービスの種類	少額・低リスクサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合	左記以外のサービス
登録義務	義務を課さない	義務を課す

（少額・低リスクサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合）⇒登録義務を課さない理由

- 自ら指定信用情報機関の信用情報を使用しないにもかかわらず、他社による利用のためにコストを払い、登録しなければならないと法規制を課すことは妥当か。
- 日常生活・趣味等の数千円～数万円※のサービスに係る債務の登録コストに対し、当該信用情報を使用する有効性（費用対効果）がどの程度あるか。
※極度額10万円以下の複数の与信サービスを受けようとする場合も、支払可能な額を超えて支払いが滞る場合にはそれ以上の与信はなされず（サービス自体の停止等）、実態として、高額な債務に至ることは考えにくい。
- 新たに登場している少額・低リスクサービスは、従来型のクレジットカードサービスとはマーケットが異なっており、その債務情報が従来型与信にとってどこまで有効か。
- 日常的な少額サービスの範囲で利用される取引債務まで詳細なプライバシー情報を求めることが適切か。

（上記以外のサービス）⇒登録義務を課す理由

- 少額・低リスク以外のサービスにおいては、債務額が大きくなりうるため、指定信用情報機関の信用情報の使用の有無にかかわらず、過剰与信防止の観点から信用情報の登録が必要になるのではないかと。（他社に対しての影響も大きいのではないかと）
- 指定信用情報機関の信用情報を使用する場合には、片務的な使用の権利を享受するのみならず、他社との相互利用の観点から登録する必要があるのではないかと。
- 全体としてクレジット債務の多くを占めるとともに、自社・他社の相互利用の際の情報の信頼性という観点からも登録する必要があるのではないかと。

（登録義務の運用に関しては、例えば、支払い忘れ等による極めて少額な債務（数千円程度）まで延滞履歴として登録すべきか等について、消費者の将来的な与信への影響や効率化の観点から踏まえ、登録のあり方を検討する必要があるのではないかと。）

現行制度における指定信用情報機関への信用情報の登録の枠組み

支払可能見込額調査時

指定信用情報機関の信用情報の使用義務

⇒使用するためには、実態上、指定信用情報機関への加入が必要となっている。
〔※但し、指定信用情報機関への加入を直接的に義務付ける規定は存在しない。〕

包括信用購入あつせん登録申請時

加入指定信用情報機関の名称を記載した添付書類の提出義務

⇒登録時、加入指定信用情報機関の名称を記載した書類の提出が必要（省令）

2か月超・リボ払い契約時／債務額等が変化した時 等

指定信用情報機関への基礎特定信用情報の登録義務

加入包括信用購入あつせん業者※は基礎特定信用情報を提供することが求められる。

※指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結した相手方である包括信用購入あつせん業者

基礎特定信用情報

（全12項目）

- ・ 氏名／住所／生年月日／電話番号／勤務先
- ・ 保険証又は本人確認書類に記載された番号等
- ・ 利用者と2か月超・リボ払いの契約をした個々の年月日
- ・ 支払時期未到来又は支払義務未履行のクレジット債務
- ・ 1年間に支払いが見込まれる額
- ・ 支払遅延の有無 等

これに加えて、信用情報機関との契約に基づく項目について、最大60項目を登録する必要がある。（勤務先電話番号、性別、極度額、請求額、入金額等）

（但し、基礎特定信用情報のみを登録する契約形態もある）

登録が必要となるタイミング

- ・ 利用者が商品等を購入する毎に2か月超／リボ払いの個々のクレジット契約を行ったとき（運用上は2か月超／リボ払いかどうかに関わらず登録）
- ・ 基礎特定信用情報に変更があったとき（債務額等が変化した時、延滞時） 等

運用上、少なくとも月1回で必要データを登録

毎月、個々の利用者毎に支払い時期未到来のクレジット債務情報や、1年間に支払いが見込まれる額等の登録が必要となる。

性能規定に関する考え方

以上を整理し、以下のような考え方についてどう考えるか。

	少額・低リスクサービス (極度額10万円以下)	少額・低リスク以外のサービス	
		技術やデータを活用した方法で 与信審査ができる事業者	それ以外 (現行不変)
サービスを提供する事業者	購入履歴等のビッグデータや解析技術を活用して支払い可能な能力を判断できるとする者 (これに該当しない者については現行通り)	過去のビッグデータや与信スコアリングを活用して支払い可能な能力を判断できるとする者	左記以外
事前・事後チェック プレッジ・アンド・レビュー	性能規定の適用にあたっては、事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、例えば、延滞率（又は貸倒率）を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、 事前チェック及び事後チェック （プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保することとする。 ※延滞率（又は貸倒率）については自社実績等に基づき一定の水準・範囲とする。	過去のビッグデータや与信スコアリングを活用して支払い可能な能力を判断できるとする者 ※延滞率（又は貸倒率）については、自社実績や業界平均等を踏まえつつ、一定の水準・範囲とする。	
支払可能見込額調査	現行の支払可能見込額調査に代えて、技術・データを活用した与信審査を実施		現行と同様
指定信用情報機関の信用情報の使用義務	一律の義務としては 課さない （使用することはできる）		
与信審査結果を超える与信の禁止	支払可能と判断した能力を超えた与信の禁止 (現行の包括支払可能見込額を超えた与信の禁止と同様の考え方)		
指定信用情報機関への信用情報の登録義務	指定信用情報機関の信用情報を使用しない場合には、義務としては 課さない	引き続き義務を 課す	

※事前・事後チェックの方法については、**リスクベース・アプローチの考え方**を採用し、**リスクに応じた相応の規制**を課す。
 ※新規事業者については、事業者登録時に事前チェックをワンストップで行うなど可能な限り簡素な手続きとする。

参考資料

(参考) 破産事件件数の推移

破産件数

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
73,368 件	71,533件	71,840件	76,015件	80,011件

破産理由 (複数回答)

負債原因(人数比)	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査	02調査
生活苦・低所得	61.47%	60.24%	60.29%	63.69%	61.85%	60.55%
病気・医療費	22.70%	20.73%	20.26%	20.98%	22.91%	19.69%
失業・転職	16.32%	19.84%	19.77%	14.67%	18.12%	14.14%
給料の減少	9.61%	13.47%	16.13%	11.39%	11.76%	8.11%
事業資金	17.37%	21.37%	23.66%	18.85%	18.73%	24.81%
負債の返済(保証以外)	15.11%	17.18%	24.47%	28.20%	32.32%	29.20%
保証債務	14.54%	22.42%	18.96%	25.08%	25.09%	24.81%
第三者の債務の肩代わり	4.68%	4.76%	7.37%			
名義貸し	1.37%	2.10%	3.32%	3.36%	4.09%	4.96%
生活用品の購入	12.28%	11.21%	11.43%	8.77%	8.10%	6.53%
教育資金	7.75%	7.82%	7.78%	7.13%	8.19%	4.55%
冠婚葬祭	1.37%	1.61%	2.43%	1.48%	2.35%	1.90%
住宅購入	10.26%	16.05%	12.24%	9.59%	10.80%	9.35%
ギャンブル	4.93%	3.87%	4.94%	4.34%	3.40%	1.90%
浪費・遊興費	9.29%	5.97%	9.56%	7.21%	7.06%	6.78%
投資(株式, 会員権, 不動産等)	0.81%	1.21%	1.46%	0.74%	0.78%	0.66%
クレジットカードによる購入	6.46%	6.61%				
その他	12.04%	13.47%	14.59%	15.82%	17.25%	15.88%

債権者の属性

種別	17調査	14調査	11調査	08調査	
民間金融機関	6.29%	8.30%	7.74%	8.39%	
政府系金融機関(奨学金)	0.85%	3.99%	3.90%	3.48%	
政府系金融機関(奨学金以外)	2.58%				
登録貸金業者	42.44%	45.47%	57.41%	67.51%	
保証系	保証会社(銀行系)	11.15%	15.10%	11.21%	6.33%
	保証会社(貸金系)	2.53%			
	保証会社(銀行系・貸金系以外)	0.19%			
	サービサー(銀行系)	3.53%			
	サービサー(貸金系)	3.28%			
	サービサー(銀行系・貸金系以外)	0.11%			
	保証会社・サービサー以外	2.09%			
無登録貸金業者	0.44%	0.30%	0.32%	1.17%	
医療関係	0.83%	0.66%	0.42%	0.19%	
税金・社会保険	2.75%	3.88%	2.65%	1.87%	
その他債権者	20.93%	22.29%	16.37%	11.07%	

出典：(破産件数) 裁判所「司法統計」。2014年～2017年は年報値。2018年は12月の月報(速報)値。
(破産理由、債権者の属性) 日本弁護士連合会「2017年破産事件及び個人再生事件記録調査」。

- 破産件数の推移を見ると、直近4年間には増加傾向にあり。
- 債権者の内訳では、保証系の増加傾向が大きく、特にその中でも銀行系保証会社や銀行系サービサーの占める割合が高い。
- また、クレジットカードが破産理由の割合は、複数回答の調査で、2014年から2017年にかけて微減している。

(参考) 割賦販売分科会基本問題小委員会報告書

- 過剰与信防止措置が義務化された平成20年改正の経緯として、平成19年12月10日の割賦販売分科会基本問題小委員会報告書では以下のような整理がなされている。

2. 過剰与信防止のための措置

我が国において多重債務に陥っている者が200万人超に上ると言われている中、昨年臨時国会において貸金業法の改正が行われ、貸付上限金利の引下げ、過剰貸付の禁止、個人情報情報機関の利用の義務づけ等貸手側の責任を強く求める規制を通じた新たな多重債務防止対策が講じられた。多重債務に陥る危険度という観点からは、商品の購入等に対して与信が行われるクレジット取引については、借金返済等のための借入れも可能な貸金と異なり、雪だるま式に債務が累積する可能性は少ない。他方、個品割賦購入あっせん取引が訪問販売業者による「次々販売」のような悪質な販売行為に利用されることで消費者が過剰な債務を抱える危険性が指摘されている。

したがって、クレジット取引が持つ消費者への利便性と消費者の適正な購買意思を阻害することのないよう配慮しつつ、与信事業者たる割賦購入あっせん業者に対しても、自らの過剰与信防止を促し、ひいては販売業者による次々販売の未然防止にも資するルール整備が必要である。

<過剰与信防止義務>

現行割賦販売法第38条は、個人情報情報機関を利用した支払能力の調査を努力義務として定めているが、過剰与信防止のためには実効性に欠けている。特に、個品割賦購入あっせん取引については、個人情報情報機関を十分に利用していない事業者が相当数あり、高齢者等を狙った次々販売等の場合の過剰与信を防止する有効な手立てとなっていないのが現状である。

このため、支払能力を調査して過剰与信を防止することを義務づけるとともに、支払能力の調査に当たり個人情報情報機関を利用すること、また調査結果の個人情報情報機関への登録の義務づけを図る必要がある。また、特に過剰与信被害が多発している訪問販売等に個品割賦購入あっせんが利用される場合については、より詳細な調査を行うことを与信業者に義務づけ、実効性ある過剰与信規制をする必要がある。

【具体的措置】

割賦購入あっせん業者一般に対して、支払能力を超える与信を行わない義務を課し、義務違反の場合には行政処分の対象となりうるものとする。

特に、個品割賦購入あっせんで特定商取引（通信販売を除く）を行う場合については、過剰与信になる危険性が低いと考えられる一定の場合を除き、収入・資産等の支払能力、販売数量や過去の購入履歴、購入意思その他の事情について具体的な調査を課すこととする。また、この場合において、過剰与信にあたるか否かについて、購入者の収入、資産、生活状況、商品の内容など、様々な要素を総合的に判断する必要があることから一律に基準を法定することは適当でないが、考慮すべき要素や何らかの具体的目安を法解釈のガイドラインで提示すべきである。

支払能力の調査として、個人情報情報機関の利用を義務づけるとともに、調査結果(成約情報)について一定の事項を個人情報情報機関に登録することを義務付ける。なお、業態をまたがる個人情報情報機関間の情報交流については、消費者意識も踏まえた慎重な検討が必要であることから、義務づけはしないこととすることが適当である。